

定期報告とは

建築基準法の規定により、建築物の所有者・管理者等は、その建築物を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません(法第8条)。さらに、一定の建築物・建築設備等の所有者・管理者は、定期に、資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません(法第12条)。

建築物の安全性確保のために重要な維持保全や、定期的な調査等が適切に行われていなかったことが一因と見られる死亡事故も発生しています。また、高齢者、障害者の方等が就寝する「就寝用福祉施設」は、災害時等での避難に時間を要すると考えられることから、適切な維持管理がなされるよう、定期報告の対象となっています。

なお、防火シャッター等の「防火設備」が適切に作動、閉鎖しなかったことにより多数の死者が出た火災事故を鑑み、定期報告が必要な建築物や病院、就寝用福祉施設等に設置されている「防火設備」についても、「毎年」の定期報告が必要となっています。

定期報告の対象と報告時期

	報告が必要な建築物の用途※ ¹	建築物の規模等※ ² (いずれかに該当するもの)	定期報告の時期
建築物の定期報告 (法第12条第1項)	✓ 劇場・映画館・演芸場	① 地階 > 100㎡又は 3階以上 > 100㎡ ② 客席部分の床面積 ≧ 200㎡ ③ 主階が 1階にないもの	✓ 10月1日 ～11月30日
	✓ 観覧場(屋外観覧場を除く)・公会堂・集会場	① 地階 > 100㎡又は 3階以上 > 100㎡ ② 客席部分の床面積 ≧ 200㎡	✓ 10月1日 ～11月30日
	✓ 病院・診療所(患者の収容施設があるもの)・就寝用福祉施設(サービス付き高齢者向け住宅・障害者グループホーム・児童福祉施設等)	① 地階 > 100㎡又は 3階以上 > 100㎡ ② 2階部分の床面積 ≧ 300㎡	✓ 6月1日 ～7月31日
	旅館・ホテル	① 地階 > 100㎡又は 3階以上 > 100㎡ ② 2階部分の床面積 ≧ 300㎡	令和7年度は対象外 (次回は R 8.10月～11月)
	博物館・美術館・図書館・体育館(学校附属を除く)・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	① 3階以上 > 100㎡ ② 床面積 ≧ 2,000㎡	令和7年度は対象外 (次回は R 8.6月～7月)
	✓ 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗	① 地階 > 100㎡又は 3階以上 > 100㎡ ② 2階部分の床面積 ≧ 500㎡ ③ 床面積 ≧ 3,000㎡	✓ 6月1日 ～7月31日
建築設備等の定期報告 (法第12条第3項)	報告が必要な建築設備等	建築設備等の種類 (いずれかに該当するもの)	定期報告の時期
	✓ 防火設備 (随時閉鎖式のもの) [常時閉鎖式の防火設備・防火ダンパー・外壁開口部の防火設備は対象外]	① 定期報告を要する建築物の防火設備 ② 定期報告を要しない建築物の内、病院、有床診療所又は就寝用福祉施設 (就寝の用に供する部分の床面積の合計 ≧ 200㎡) の防火設備	[毎年] ✓ 6月1日 ～11月30日
	✓ 昇降機	① エレベーター※ ^{3,4} ② エスカレーター ③ 小荷物専用昇降機 (テーブルタイプは対象外) ※ ⁴ ④ 乗用エレベーター・エスカレーターで観光のためのもの※ ⁵	[毎年] ✓ 検査済証の交付を受けた日の属する月に 該当する月の初日から末日まで 例: R2年10月22日に検査済証の交付を受けたものは、毎年10月1日から31日までが報告時期
✓ 遊戯施設	① ウォーターシュート、ウォータースライド、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ② メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの		

※1 複数の用途がある建築物の場合、報告が必要な建築物の床面積は、それぞれの用途の部分の床面積となります。

※2 避難階のみに報告が必要な建築物の用途がある場合には、定期報告の提出は必要ありません。

※3 一戸建住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター及び労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターは対象外です。

※4 労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定する簡易リフトは対象外です。

※5 一般交通の用に供するものは対象外です。

定期調査（検査）の資格を有する者

建築物や防火設備の定期的な調査（検査）は、専門技術を有する資格者が行う必要があります。

- ✓ **建築物**の調査を行うことができる資格者 → **一級建築士、二級建築士**又は**特定建築物調査員**
- ✓ **防火設備**の検査を行うことができる資格者 → **一級建築士、二級建築士**又は**防火設備検査員**
- ✓ **昇降機・遊戯施設**の検査を行うことができる資格者 → **一級建築士、二級建築士**又は**昇降機等検査員**

定期調査の提出方法

✓ オンラインによる定期報告の場合

- 群馬県（各土木事務所）が所管する区域においては「[ぐんま電子申請受付システム](#)」によるオンライン提出が可能です。
- 提出いただいた後、「定期報告済証」ファイルを送信します。「定期報告済証」は、印刷し建築物の入口付近等の見やすい場所に掲示してください。

✓ 紙による定期報告の場合

- 定期調査(検査)報告書〔2部〕、定期調査報告概要書〔1部〕を、建築物の所在地を所管する土木事務所（又は各市役所）に提出してください。
- 提出いただいた後、定期調査(検査)報告書1部と「定期報告済証」を返却します。「定期報告済証」は、建築物の入口付近等の見やすい場所に掲示してください。

✓ 昇降機・遊戯施設の定期報告の場合

- 一般社団法人北関東ブロック昇降機等検査協議会に提出して下さい。

定期報告の提出先・お問い合わせ先

定期報告の対象建築物等の所在地		提出先・お問い合わせ先	
群馬県所管	渋川市・榛東村・吉岡町・玉村町	前橋土木事務所 建築係	電話027-234-4215
	藤岡市・富岡市・安中市・上野村・神流町 下仁田町・南牧村・甘楽町	高崎土木事務所 建築係	電話027-322-4300
	中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町 高山村・東吾妻町	中之条土木事務所 建築係	電話0279-75-3047
	沼田市・みなかみ町・片品村・川場村・昭和村	沼田土木事務所 建築係	電話0278-24-5511
	みどり市・板倉町・明和町・千代田町	太田土木事務所 建築係	電話0276-32-2937
	大泉町・邑楽町		
各市所管	全ての建築物、 建築設備等	前 橋 市	前橋市役所 建築指導課 電話027-898-6754
		高 崎 市	高崎市役所 建築指導課 電話027-321-1271
		桐 生 市	桐生市役所 建築指導課 電話0277-48-9032
		伊 勢 崎 市	伊勢崎市役所 建築指導課 電話0270-27-2762
		太 田 市	太田市役所 建築指導課 電話0276-47-1871
		館 林 市	館林市役所 建築課 電話0276-47-5157
	限定特定行政庁 が所管する小規模 な建築物に設置さ れる昇降機の場合	沼 田 市	沼田市役所 建築住宅課 電話0278-23-2111
		渋 川 市	渋川市役所 建築住宅課 電話0279-22-2072
		藤 岡 市	藤岡市役所 建築課 電話0274-40-2827
		富 岡 市	富岡市役所 建築課 電話0274-62-1511
		安 中 市	安中市役所 建築住宅課 電話027-382-1111
み どり 市	みどり市役所 建築住宅課 電話0277-76-2189		